

陸前高田市下水道事業経営戦略

団 体 名 :	陸前高田市
事 業 名 :	農業集落排水事業
策 定 日 :	平成 29 年 3 月
改 定 日 :	令和 6 年 12 月
計 画 期 間 :	平成 29 年度 ~ 令和 15年度

1. 事業概要

(1) 事業の概要

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 1 2 年度 (2 4 年目)	法適(全部・一部適用) 非適の区分	法適(全部適用) 令和 5 年 4 月 地方公営企業法全部適用
処理区域内人口密度	15.6人/ha (令和 5 年度末)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1 処理区 (下矢作地区)		
処 理 場 数	1 処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本戦略の当初策定時には、隣接する公共下水道事業との事業統合を検討していましたが、事業統合に係る建設コストと維持管理コスト、本事業の収益性を考慮し、事業廃止を含め再検討します。 また、令和 4 年度に策定した岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画を基に、広域・共同化について検討し、メリットのある分野から実施します。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	従量使用料制を採用し、使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。 基本使用料： 10 m ³ まで 1,800 円 従量使用料： 10 m ³ を超え 20 m ³ まで 130 円 20 m ³ を超え 30 m ³ まで 140 円 30 m ³ を超え 40 m ³ まで 150 円 40 m ³ を超え 50 m ³ まで 160 円 50 m ³ を超え 100 m ³ まで 170 円 100 m ³ を超え 500 m ³ まで 180 円 500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで 190 円 1000 m ³ を超えるもの 200 円		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当無		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【浴場用】 基本使用料： 10 m ³ まで 1,800 円 従量使用料： 10 m ³ を超えるもの 80 円 【臨時用】 基本使用料： 10 m ³ まで 1,800 円 従量使用料： 10 m ³ を超えるもの 200 円		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和 3 年度 3,410 円 令和 4 年度 3,410 円 令和 5 年度 3,410 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度 3,933 円 令和4年度 3,577 円 令和5年度 3,562 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業を担当する職員は、上下水道課長、課長補佐の2名のほか、下水道係に所属する職員4人の合計6人で、下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業に兼務して従事しており、一般会計で事務執行を行う合併処理浄化槽設置に係る事業等も兼務しています。 職員給与の予算措置については、下水道事業会計に3人（公共1人、農集1人、漁集1人）、一般会計に3人を置いています。
事業運営組織	令和3年度に、水道事業所（業務係、工務給水係）と建設部都市計画課下水道係を、建設部上下水道課（業務係、工務給水係、下水道係）に統合しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター維持管理、汚泥収集運搬、汚泥処理（焼却処分）等の業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当無
	ウ PPP・PFI	該当無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当資産無
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当資産無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

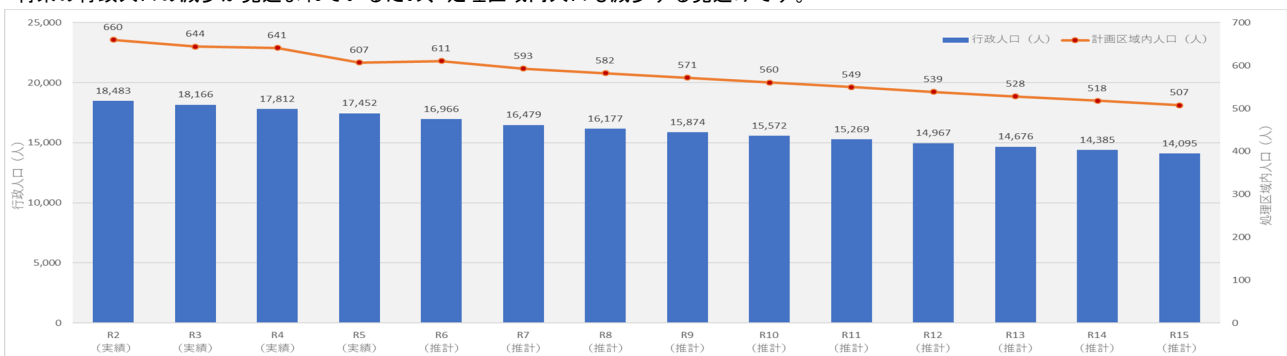
令和5年度に作成・公表した令和4年度「経営比較分析表」を添付しています。なお、令和4年度は地方公営企業法適用前であり、適用後の指標と算定方法が異なることがあります。法適用後の経営比較も毎年度実施し、別途公表を行います。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

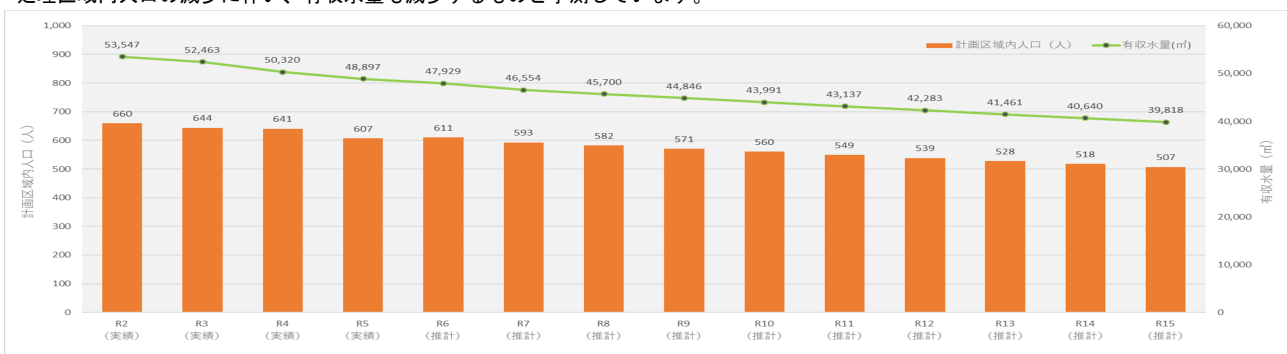
国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来人口推計（令和5（2023）年推計）」から将来の行政人口を設定し、将来行政人口より、処理区域内人口の予測をしています。

将来の行政人口の減少が見込まれているため、処理区域内人口も減少する見込みです。



(2) 有収水量の予測

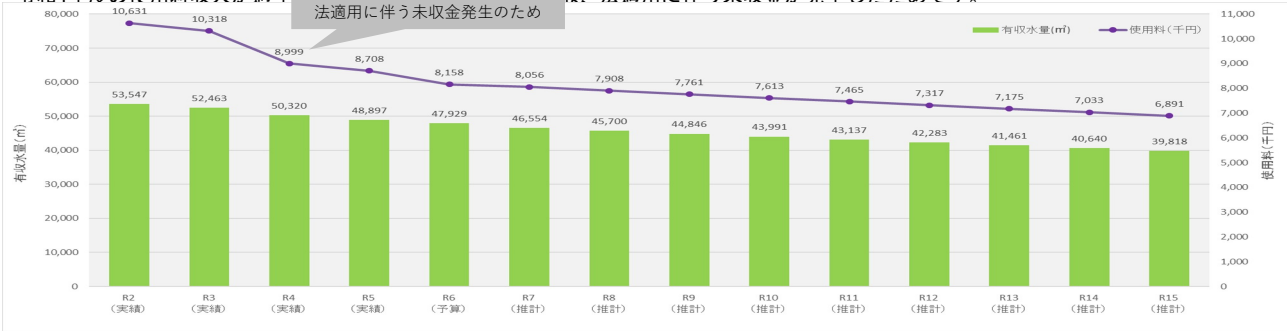
有収水量の予測は、有収水量の実績値に対して処理区域内人口の予測値（減少割合）を乗じることで算出しています。処理区域内人口の減少に伴い、有収水量も減少するものと予測しています。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しは、現在の使用料体系の基で、使用料収入の実績値に対して有収水量の予測値（増減割合）を乗じることで算出しています。

令和4年度の使用料収入が過年度と比較して減少しているのは、法適用に伴う未収金が発生したためです。



(4) 施設の見直し

今後の人口減少の実情、費用対効果や財政状況を踏まえ、新たな区域拡張の予定はありません。農業集落排水施設は供用開始後24年を経過していますが、管渠等多くの施設は、東日本大震災前に整備したものであり、更新工事を行う時期は、現在より15年から20年後となります。また、マンホールポンプや浄化施設の内部の機械電気設備については、耐用年数が比較的短いものがあることから、本計画期間では、長寿命化を図りつつ更新を行っていく予定です。

今後は、重要度や優先度を踏まえた上で施設全体の更新時期を明確にし、財政状況を考慮しつつ長期的な視点で、施設の縮小や廃止も検討しながら効率的な施設更新を進めていきます。

(5) 組織の見直し

現体制は、建設部上下水道課下水道係に所属する6人体制となっており、下水道事業のほか、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び個人設置型の浄化槽設置補助事業も兼務しています。上下水道課には、上水道を担当する業務係、工務給水係も存在していることから業務内容の連携を図り、経理事務の共同化などで効率的な人員配置を目指してまいります。また、技術職員の確保や経験不足は全国的にも課題となっていますが、本市においても同様であることから、近隣自治体との連携や民間の力を取り入れながら、組織体制強化を進めていきます。

3. 経営の基本方針

施策1 農業集落排水施設の適正な維持管理

- ・処理施設、ポンプ施設の適正な運転と効率的な管理を実施します。
- ・管渠の事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施します。
- ・自然災害等の緊急時対応のため、農業集落排水事業継続計画を更新します。

施策2 農業集落排水事業の経営の安定

- ・農業集落排水事業を安定的に経営していくため、経営健全化を図ります。
- なお、農業集落排水事業の縮小、廃止、浄化槽設置による排水を含め、抜本的に経営の在り方について検討を行います。
- ・一般会計からの基準外繰入金（補助金）を、令和5年度の当初予算額に対し、令和10年度までに20%削減を目指します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち、投資についての説明

目 標	〔目標〕 現在稼働している管渠施設、ポンプ施設及び処理場施設は、日常点検結果を基に施設修繕を行っていくとともに、施設の縮小廃止を含めた検討を行い、汚水処理原価の上昇を抑制します。 〔目標指標〕 R9汚水処理原価：1,250.00円（R5：985.42円）
-----	---

○全体的な考え方

本市の農業集落排水事業は、排水区域内の整備が完了しており、今後も事業区域を拡大する予定がないことから、今後は排水区域内の整備済の施設・設備の長寿命化を目的とした修繕を主に実施していきます。東日本大震災では浄化センターやマンホールポンプが被災し、災害復旧工事を実施し、現在稼働していますが、復旧後10年を経過し、マンホールポンプや浄化センター内部の機械電気設備については、耐用年数が比較的短いことから適切な時期修繕が必要となり、本計画期間内で行う主な建設改良工事となります。

農業集落排水事業は、排水区域内の人口減少や使用水量の減少により、現状のままでは経営状態の悪化が避けられないため、使用料の値上げを検討しなければならず、使用者の負担が大きく増加することも考えられることから、施設の縮小廃止及び個別浄化槽による排水処理への移行を検討し、施設整備に係る投資を最小限に抑えていきます。

○各項目の積算根拠

- （建設改良費）法定耐用年数を基準に更新工事を実施するものとして計上しています。
- （減価償却費）現存施設における減価償却費に、今後の建設改良費に対応する事業費を加えて計上しています。
- （企業償還金）現在の償還計画に、新たな建設改良費の財源として借り入れた企業償還金を加えて算定しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	〔目標〕 人口減少に伴い使用料収入が減少しますが、一般会計の繰入金を削減しながら収支の均衡を図り、経営の健全化を目指します。また、本事業は、利用者が少ない地域であり、人口減少による収入減少が大きく影響することから、各経営指標も悪化することが予想されるため、目標とする経営指標は、悪化を最小限に止めるという視点で設定します。これらを踏まえ、経費回収率（維持管理費のみ）が25%を超えるよう、使用料体系の改定に向けた協議を行います。 〔目標指標〕 R9経費回収率（汚水処理費は、維持管理費のみとし資本費は含まない）：25.00%（R5：42.14%）
-----	--

○全体的な考え方

当事業における収益的収入の主な財源は、営業収益の使用料収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。使用料収入は、今後の人口減少により、現在の使用料体系では減収は避けられないものと想定していることから、使用料体系の見直しの協議を行い、経費回収率（維持管理費のみ）の目標達成を目指します。また、一般会計繰入金は、国が示す繰出基準に基づく繰入れを基本としていますが、コスト削減を意識し費用の縮減を行っても収支均衡を図ると基準外の繰入れが必要となる状況であるため、下水道事業会計と一般会計の財政状況を踏まえつつ、繰入額の抑制を図らなければなりません。

資本金収入における主な財源は、企業債であり、適債性のある建設改良費に3/4以内を充当し、据置期間は置かず10年償還を基本として借入れを行います。なお、今後10年間における建設改良費は機械設備の計測機器の更新が主となることから、耐用年数の10年を償還期間とします。

○各項目の積算根拠

- （使用料収入）将来人口を基に有収水量を推計し、令和8年度までは現在の料金体系を維持したままでの積算しています。
- （一般会計繰入金）令和9年度から経費回収率（維持管理費のみ）について、25%を超えるよう料金体系を見直すこととして積算しています。
- （一般会計繰入金）独立採算が原則である農業集落排水事業では、基準外繰入がなくなることが望まれているが、現状は困難なため、費用を縮減しながら、繰入金額も併せて縮減するよう積算しています。なお、令和5年度の繰入額に対し、令和10年度では20%以上減額するよう積算しています。
- （企業債）下水道債を建設改良費の3/4以内で計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○全体的な考え方 投資以外の経費としては、維持管理費と職員給与費を計上しております。また、汚泥の堆肥化などの直近の国の施策や方針については、収益性に不安があり、事業の継続性が不透明なため、利用者負担の増加につながると考えることから、経費として計上しておりません。維持管理費は、委託料や動力費等は増加していくことが見込まれますが、その発注内容を精査し、必要最低限の費用となるよう適切な発注に努めます。 ○各項目の積算根拠 (維持管理費) 直近の維持管理費を基に、算定しております。なお、物価上昇、エネルギー関係経費の上昇については、将来予測が難しいことから、直近の水準により積算しております。 (職員給与費) 改定時点の体制と予算配置を継続することとして、積算しております。
--

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和4年8月に策定された岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき、汚水処理費等の費用削減が見込まれる取組の導入を検討します。また、施設の最適化に関しては、費用対効果から新たな区画拡張は行わず、個人設置型の浄化槽の設置促進により水洗化を図ってまいります。
投資の平準化に関する事項	処理区域及び施設の縮小廃止、個別浄化槽による排水処理を検討し、施設整備に係る投資を最小限に抑えていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	新たな官民連携方式である「ウォーターPPP」の理解を深め、導入に向けた検討を行います。
その他の取組	補助事業の活用、交付税措置による効果的な財源の確保に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	将来的な人口の減少は避けられず、それに伴い使用料収入も減少することが予測される中、経常収支や経費回収率などの指標を基に、企業会計移行後5年（令和9年度）以内に使用料体系の見直しの検討を行います。なお、この検討では、市民をはじめとした利用者の意見を踏まえ、方針を決定します。
資産活用による収入増加の取組について	現時点で、収入増加につながる資産はありません。
その他の取組	補助事業の活用、交付税措置による効果的な財源の確保に努めます。 また、一般会計からの基準外繰入（補助金）について、企業会計適用時の令和5年度の金額を基準として、令和10年度までに20%の減額を目指します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設の維持管理は、現在も民間委託していますが、新たな官民連携方式である「ウォーターPPP」の理解を深め、事業の公共性と効率性を踏まえ、導入に向けた検討を行います。
職員給与費に関する事項	本市の人事・給与制度によるところとします。
動力費に関する事項	省電力化ができる設備については、コストを比較しながら、効果があるものについては設備更新時に導入します。
薬品費に関する事項	施設維持管理業務の民間委託を継続していくこととし、その業務内容に薬品の購入を含め維持管理を実際に行う者が適切に判断して購入することを原則とします。なお、近隣市町との共同発注によりコスト削減が可能か検討します。
修繕費に関する事項	管渠施設に係る修繕費の計上は、点検結果と経営状況から検討します。また、浄化センターの修繕費の計上は施設の長寿命化を最優先で検討します。
委託費に関する事項	近隣市町村と共同委託できる業務内容及び委託期間を協議し、経費の削減、効率化を検討していきます。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる取組について、費用対効果を踏まえ検討します。また、ホームページや広報誌などにより下水道の財政状況についてわかりやすい情報公開に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度の決算状況を基に現状を把握した上で5年ごとに経営戦略を見直すことで、本経営戦略の事後検証を行います。 なお、収支実績や投資・財政計画に係る目標指標の確認、分析も併せて実施し、使用料収入の改定についても随時検討を行います。
---------------------	--

年 度			前々年度 (決算)	令和5年度 (決算見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区 分															
収益的収支	収益的収入	1. 営業収益 (A)		8,708	8,362	8,056	7,909	9,117	8,965	8,813	8,657	8,506	8,356	8,206	
		(1) 料金収入		8,708	8,362	8,056	7,909	9,117	8,965	8,813	8,657	8,506	8,356	8,206	
		(2) 受託工事収益 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(3) その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2. 営業外収益		110,534	103,906	94,330	86,565	72,533	69,365	68,821	68,252	68,203	68,253	68,060	
		(1) 補助金		83,013	82,878	73,300	65,917	51,885	48,717	48,173	48,189	48,467	48,761	49,124	
		他会計補助金		83,013	82,878	73,300	65,917	51,885	48,717	48,173	48,189	48,467	48,761	49,124	
		その他補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 長期前受金戻入		27,521	21,028	21,030	20,648	20,648	20,648	20,648	20,063	19,736	19,492	18,936	
		(3) その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		収 入 計 (C)		119,242	112,268	102,386	94,474	81,650	78,330	77,634	76,909	76,709	76,609	76,266	
	収益的支出	1. 営業費用		61,044	71,564	65,902	66,649	67,778	69,077	70,456	71,250	72,382	73,678	74,452	
		(1) 職員給与費		7,572	7,572	7,572	7,572	7,572	7,572	7,572	7,572	7,572	7,572	7,572	
		基本給		4,274	4,274	4,274	4,274	4,274	4,274	4,274	4,274	4,274	4,274	4,274	
		退職給付費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他		3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	3,298	
		(2) 経費		12,004	22,524	23,243	23,962	24,681	25,400	26,119	26,838	27,557	28,276	28,995	
		動力費		2,984	4,686	4,709	4,732	4,755	4,778	4,801	4,824	4,847	4,870	4,893	
		修繕費		705	8,360	8,611	8,862	9,113	9,364	9,615	9,866	10,117	10,368	10,619	
		材料費		0	110	113	116	119	122	125	128	131	134	137	
		その他		8,315	9,368	9,810	10,252	10,694	11,136	11,578	12,020	12,462	12,904	13,346	
		(3) 減価償却費		41,468	41,468	35,087	35,115	35,525	36,105	36,765	36,840	37,253	37,830	37,885	
		2. 営業外費用		2,131	1,514	913	460	248	278	378	466	558	650	724	
		(1) 支払利息		2,131	1,514	913	460	248	278	378	466	558	650	724	
		(2) その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		支 出 計 (D)		63,175	73,078	66,815	67,109	68,026	69,355	70,834	71,716	72,940	74,328	75,176	
		経常損益 (C)-(D) (E)				56,067	39,190	35,571	27,365	13,624	8,975	6,800	5,193	3,769	2,281
	特 別 利 益 (F)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特 別 損 失 (G)				756	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	特別損益 (F)-(G) (H)				△ 756	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100
	当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)				55,311	39,090	35,471	27,265	13,524	8,875	6,700	5,093	3,669	2,181	990
	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)				0	55,311	94,401	129,872	157,137	170,661	179,536	186,236	191,329	194,998	197,179
	流 動 資 産 (J)				39,342	58,297	68,257	85,555	106,942	128,148	147,349	164,818	180,738	195,172	208,206
	うち未収金				863	857	861	865	869	873	877	881	885	889	893
	流 動 負 債 (K)				46,225	46,201	44,170	29,013	11,270	7,159	7,626	8,188	8,830	9,628	10,426
	うち建設改良費分				40,854	40,853	38,845	23,711	5,991	1,903	2,393	2,978	3,643	4,463	5,283
	うち一時金借入金				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち未払金				4,670	4,647	4,624	4,601	4,578	4,555	4,532	4,509	4,486	4,464	4,442
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)				8,708	8,362	8,056	7,909	9,117	8,965	8,813	8,657	8,506	8,356	8,206	
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N)/(P) × 100)				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

年 度			前々年度 （決算）	令和5年度 （決算見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区 分															
資本的収入	1. 企業債			1,100	1,100	4,100	4,100	5,800	6,600	6,600	7,400	8,200	8,200	8,200	
	12 うち資本費平準化債			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 他会計出資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計補助金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計負担金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計借入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国（都道府県）補助金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7. 固定資産売却代金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	8. 工事負担金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	9. その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	(A)		1,100	1,100	4,100	4,100	5,800	6,600	6,600	7,400	8,200	8,200	8,200	
	(A)のうち翌年度へ繰越される支出の財源充当額	(B)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純計 (A) - (B)	(C)		1,100	1,100	4,100	4,100	5,800	6,600	6,600	7,400	8,200	8,200	8,200	
	資本的支出	1. 建設改良費			1,265	1,100	5,500	5,500	7,700	8,800	8,800	9,900	11,000	11,000	11,000
うち職員給与費				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 企業債償還金				40,246	40,853	38,845	23,711	5,991	1,903	2,393	2,978	3,643	4,463	5,283	
3. 他会計長期借入金返還金				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 他会計への支出金				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. その他				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	(D)		41,511	41,953	44,345	29,211	13,691	10,703	11,193	12,878	14,643	15,463	16,283		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)			(E)		40,411	40,853	40,245	25,111	7,891	4,103	4,593	5,478	6,443	7,263	8,083
補填財源	1. 損益勘定留保資金			40,411	40,853	40,245	25,111	7,891	4,103	4,593	5,478	6,443	7,263	8,083	
	2. 利益剰余金処分額			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	(F)		40,411	40,853	40,245	25,111	7,891	4,103	4,593	5,478	6,443	7,263	8,083	
補填財源不足額 (E)-(F)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高			(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高			(H)	109,193	69,440	34,695	15,084	14,893	19,590	23,797	28,219	32,776	36,513	39,430	
○他会計繰入金				(単位：千円)											
年 度			前年度 （決算見込）	令和5年度 （決算見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
区 分															
収益的収支分				83,013	82,878	73,300	65,917	51,885	48,717	48,173	48,189	48,467	48,761	49,124	
うち基準内繰入金				16,078	15,586	13,055	10,806	8,994	7,614	6,580	5,711	5,024	4,498	4,041	
うち基準外繰入金				66,935	67,292	60,245	55,111	42,891	41,103	41,593	42,478	43,443	44,263	45,083	
資本的収支分				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち基準内繰入金				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち基準外繰入金				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計			83,013	82,878	73,300	65,917	51,885	48,717	48,173	48,189	48,467	48,761	49,124		

経営比較分析表（令和4年度決算）

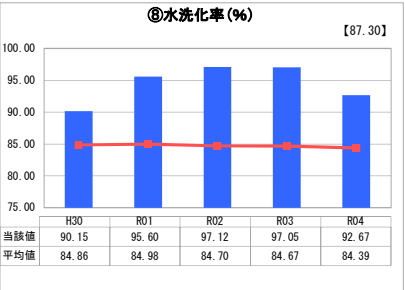
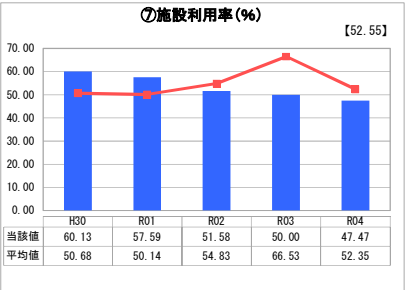
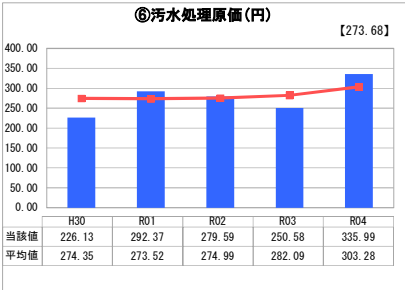
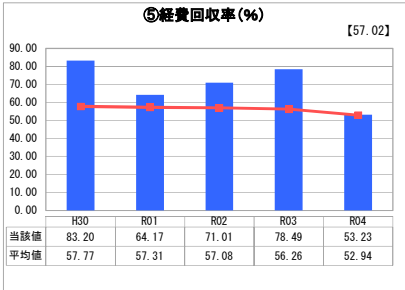
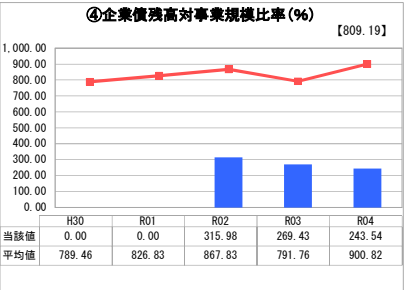
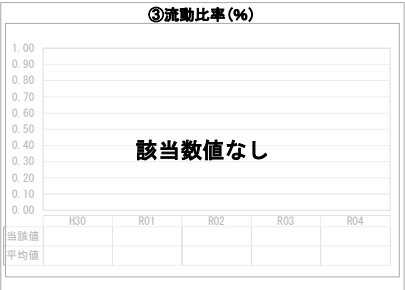
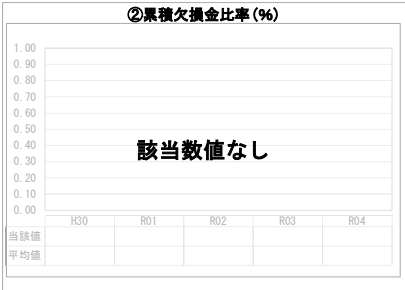
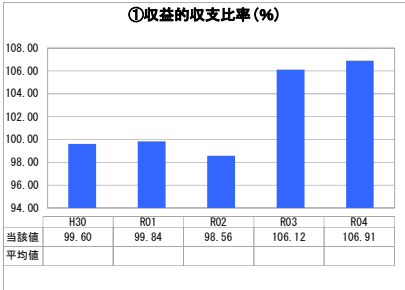
岩手県 陸前高田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	3.60	90.40	3,410

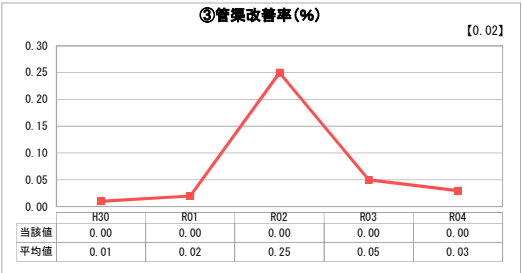
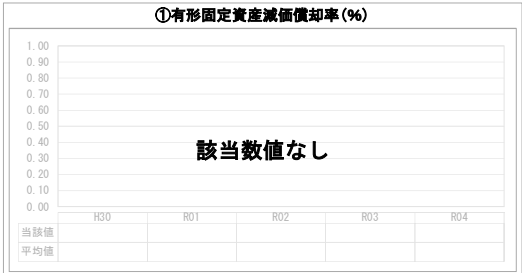
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
17,970	231.94	77.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
641	0.39	1,643.59

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- 収益的収支比率
使用料収入は年度末で打ち切り決算を行ったため昨年度より減少したが、一般会計繰入金が増加したことにより、総収益が増加し、維持管理費の増加を抑えたことにより、前年度より比率が高くなった。
- 企業債残高対事業規模比率
新規の建設事業が無く、新規の借入も抑制しているため、今後も企業債残高は減少しているが、浄化センターの施設更新が見込まれるので数年後には上昇することとなる。
- 経費回収率
使用料収入は年度末で打ち切り決算を行ったため昨年度より減少し、維持管理費では電気料の値上げに伴う動力費の増加により前年度から大きく減少している。
- 汚水処理原価
前年度に比べ有収水量は減少し、維持管理費電気料の値上げに伴う動力費の増加により、前年度から大きく増加している。
- 施設利用率
有収水量が前年度から減少したため、施設利用率も比例して減少している。
- 水洗化率
昨年度まで区域内での水洗化率は毎年上昇傾向にあったが、人口が減少したことに伴い、水洗化率が若干の減少となった。今後も水洗化に係る啓発活動を行う。

2. 老朽化の状況について

処理場と管渠は、津波被害からの復旧から間もないものが多いが、津波による被災を受けない施設が20年程経過した施設がある。老朽化に伴う更新は、十数年後の見込みだが、更新時期が重なり、多大な予算や財源が必要とならないよう、更新時期を適切に判断する必要がある。

全体総括

農業集落排水事業の整備は、津波被害からの復旧を含め一段落したことから、今後は主に維持管理業務を行っていくことになる。今後も継続して安定したサービスを提供し、健全経営を続けていくためには、維持管理費や建設改良費等に係る経費の削減はもとより、既存住宅への接続促進等、水洗化率の向上の取り組みを行っていく。

また、施設利用率が人口減少などの影響により、毎年減少していることから農業集落排水事業の在り方を再度検討し、健全かつ効率的な運営を行っていく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。